

# 平成20年度から 国民健康保険税の制度が大きく変わります



## 1. 平成20年4月から国民健康保険税の税率が変わります

平成20年度の国民健康保険税率は下記のとおりとなります。

《平成19年度 国保税率》

	医療分	介護分
所得割	6.4%	1.3%
資産割	30%	7%
均等割	16,000円	5,200円
世帯割	18,000円	4,200円
課税限度額	560,000円	90,000円

《平成20年度 改正税率》

	医療分	介護分	支援金分
所得割	6.3%	1.9%	1.2%
資産割	23%	10%	4%
均等割	16,000円	7,000円	4,000円
世帯割	17,000円	6,000円	4,000円
課税限度額	470,000円	90,000円	120,000円

※今回、新たに国保税額算定の中に「支援金分」が加わりました。これは後期高齢者医療制度支援金として国民健康保険の全加入者から負担をしていただく分となります。

※介護分につきましては従来どおり40歳から64歳までの加入者が該当となります。

## 2. 国民健康保険税の特別徴収（年金から天引き）が始まります

平成20年4月から年金からの天引きにより国民健康保険税を納めていただくこととなります。該当となる方は65歳から74歳の国保加入者で次に該当する方です。

### ① 世帯主が国民健康保険の被保険者になっていること

世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません。

### ② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上74歳までであること

#### 【世帯内に65歳未満の方がいる場合】

65歳未満の方全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合  
(65歳未満の国保の被保険者の方がいる場合は該当しません)

#### 【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】

75歳以上の方が世帯主となっていない場合  
(75歳以上の方が世帯主となっている場合は該当しません)

### ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

上記すべてに該当される場合でも、平成19年12月時点において、国民健康保険税を口座振替で確実に納付されている方につきましては、年金からの特別徴収は行いません。